



12月1日からの雪害対策期間に向け、災害対策基本法に基づく車両移動訓練を実施しました

～姫路河川国道事務所～

雪害対策期間を迎えるにあたり、大雪時における被害を想定し、災害対策基本法に基づき、放置車両移動に関する手順や作業を確認し、災害発生時に迅速な対応をはかる事を目的に訓練を実施しました。

【車両移動訓練】

日時：令和4年11月28日（月）09：30～10：30

場所：兵庫県揖保郡太子町

太子竜野バイパス 太子東ランプ入口付近

参加者：姫路河川国道事務所 職員

道路維持業者 計26名

【開催場所 位置図】



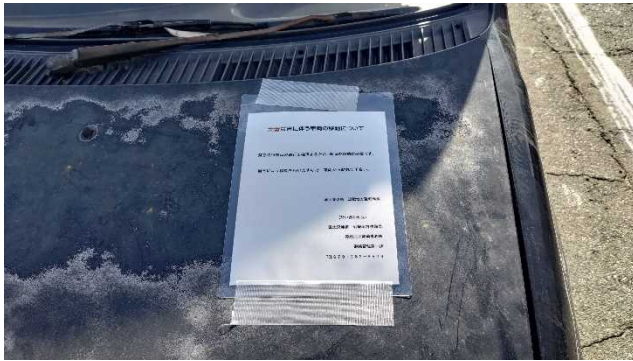
太子竜野BP
山田基地



▲災対法による車両移動についての概要説明



▲通行止めの様子



▲移動時には通知文章を貼り付け



▲車両移動前の状態写真撮影の様子



▲車両移動後の提示の様子



▲ゴージャッキでの車両移動の様子

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第二課
〒670-0947 姫路市北条1-250 TEL 079-282-8211(代表)



話そう
はりま